（行政職俸給表（一）の八級の在外職員に係る調整）

第二条　職務の級が八級の在外職員であって、扶養配偶者を伴うものに支給する在勤基本手当の月額については、当該在外職員に適用される政令の別表第一に定める額から二千五百円を減じた額とする。

２　前項に規定する在外職員が在外公館の長の事務の代理をする場合の前項の適用については、同項中「二千五百円」とあるのは「二千二百七十二円」とする。

（配偶者手当の支給期間が一月に満たない場合の調整）

第三条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第四条第二項に規定する在勤手当の計算期間において、前二条に規定する在外職員に係る配偶者手当の支給期間が一月に満たない場合は、前二条の政令の別表第一に定める額から減じる額は、当該計算期間における当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の現日数を基礎として日割により計算した額とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（令和四年三月三十一日までの間における特例）

第二条　令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間は、第一条の規定は適用せず、第二条の規定の適用については、同条第一項中「八級」とあるのは「八級以上」とする。

○外務省令第六号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十二条第四項の規定に基づき、住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

住居手当の支給に関する規則（昭和四十四年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（家賃の額に含め得る費用） **第六条**　［略］ 一～三　［略］ 四　天火、皿洗い機等の台所設備の賃借料 五　［略］	（家賃の額に含めうる費用） **第六条**　［同上］ 一～三　［同上］ 四　冷蔵庫、レンジ、天火、皿洗い機等の台所設備の賃借料 五　［同上］
備考　表中の［　］の記載を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

一　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

二　この省令の施行の際現に存する在外職員が居住している住宅において使用する冷蔵庫及びレンジの賃借料については、当該冷蔵庫及びレンジの賃借に係る契約の期間の満了までの間は、なお従前の例による。

○外務省令第七号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

外務大臣　茂木　敏充

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。